



**「(仮称) 仙台市議会の個人情報の保護に関する条例」  
中間案に関するパブリックコメントの募集**  
募集期間：令和4年9月15日～10月5日

**【市民の皆さまからのご意見の募集について】**

仙台市議会では、「仙台市個人情報保護条例」(以下、「現行条例」という。)の実施機関の一つとして、個人情報の保護に取り組んでいます。しかし、令和5年度より、地方議会を除く地方公共団体は、改正個人情報保護法(以下、「改正法」という。)により、全国的な共通ルールが直接適用されるため、現行条例は令和4年度末で廃止される見通しとなっています。

そこで、仙台市議会では、令和5年度からも個人情報の保護に取り組むため、「(仮称) 仙台市議会の個人情報の保護に関する条例」(以下、「新条例」という。)を新たに制定することを考え、その中間案をまとめましたので、市民の皆さまのご意見を募集いたします。

**【改正法Q & A】**

**Q1 個人情報保護法は、なぜ改正されたの？**

**A1** 国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等、個人情報を守るべきすべての主体が、一つの法律による全国的な共通ルールのもと、個人情報保護委員会がすべて一元的に監視監督する体制を確立させ、個人情報の適正な取扱いを万全とし、個人情報保護とデータ流通の両立・強化及び国際制度との調和を図りながら、社会全体のデジタル化を推進していくため、改正がなされました。

**Q2 地方議会は、改正法による全国的な共通ルールの直接適用から、なぜ除かれたの？**

**A2** 国会や裁判所と同様、地方議会は、自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの国の見解から、適用対象とされませんでした。

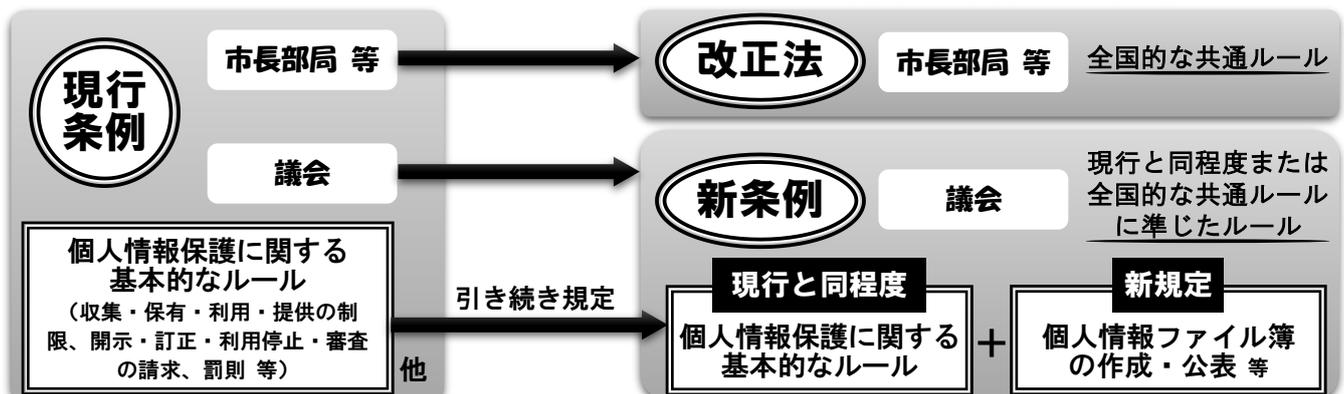
**【令和5年度からの新条例Q & A】**

**Q3 これまでどおりに個人情報は保護されるの？**

**A3** 新条例では、個人情報保護に関する基本的なルール(収集・保有・利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止・審査の請求、罰則等)については、これまでどおり、引き続き現行と同程度規定するとともに、改正法の全国的な共通ルールに準じた新规定(個人情報ファイル簿の作成・公表等)も規定し、個人情報の保護に取り組む予定です。

《令和4年度現在》

《令和5年度～(予定)》



#### **Q4 新条例の対象となる仙台市議会の持っている個人情報とは？**

現行と同程度

**A4** これまで同様、議長・副議長・議会事務局職員が職務上作成または取得し、組織的に利用する、議会が保有している個人情報を対象とする予定です。主な例は下記のとおりです。

- ① 住民の個人情報  
請願・陳情の署名簿、参考人・傍聴人に関する情報、市民の声 等
- ② 議員の個人情報  
略歴書（本籍地等）、家族調書 等
- ③ 議会事務局職員の個人情報  
人事情報 等

#### **Q5 個人情報の開示請求の窓口はどうなるの？**

現行と同様

**A5** これまで同様、市政情報センターを窓口とする予定です。

#### **Q6 個人情報の開示請求の手数料はどうなるの？**

現行と同様

**A6** これまで同様、手数料はなしで、コピー代等の実費分のみを市民の皆さまに負担いただく予定です。

#### **Q7 個人情報の開示決定の期限はどうなるの？**

現行と同様

**A7** これまで同様、原則14日以内とする予定です。  
※改正法では原則30日以内と規定されています。

#### **Q8 第三者機関への諮問はどうなるの？**

現行と同程度

**A8** これまで同様、個人情報開示等請求に係る審査請求や個人情報の取扱いに係る運用ルールの策定等については、市長部局設置の「仙台市個人情報保護審議会」へ諮問する予定です。

※ただし、これまで諮問していた個人情報のオンライン結合や目的外利用等の個別案件については、改正法において審議会への諮問を要件としてはならないとされていることに準じ、諮問せず、定期報告のみ行う予定です。

#### **Q9 個人情報が漏洩された場合など、罰則はあるの？**

現行と同程度

**A9** これまで同様、現行条例と同程度の罰則を規定する予定です。  
※罰則の対象は、現行条例と同じく、議長・副議長・議会事務局職員及び委託事業者等（元職員・元委託事業者等を含む）を予定しています。  
※詳細は中間案第53～57条をご参照ください。

## 【新条例制定の今後の予定】

| 令和4年   |             |     |     | 令和5年  |      |    |      |
|--------|-------------|-----|-----|-------|------|----|------|
| 9月     | 10月         | 11月 | 12月 | 1月    | 2月   | 3月 | 4月   |
| パブコメ募集 | 検察庁との協議（罰則） |     |     | 最終案確定 | 議会上程 |    | 条例施行 |

【ご意見の募集期間】 令和4年9月15日（木）～令和4年10月5日（水）  
※当日消印有効

【ご意見の提出方法】 下記のいずれかの方法によりご提出ください。

### (1) WEB

市議会ホームページの専用フォーム（みやぎ電子申請サービス）にアクセスし、入力のうえ、ご提出ください。

### (2) 郵送・FAX・持参

別紙様式または任意の様式にご意見、氏名、住所（法人及び団体の場合は、名称、代表者名、所在地）を記載のうえ、ご提出ください。

※任意の様式の場合は、件名等に「（仮称）仙台市議会の個人情報の保護に関する条例への意見」と必ず記載してください。

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時までにご提出ください。

※原則、電話や口頭によるご意見はお受けできません。

※諸事情により上記の方法による提出が難しい場合は、下記までご相談ください。

※ご意見については、個別の回答は行いませんが、とりまとめのうえ、仙台市議会の考え方を整理し、公表する予定です。なお、氏名・住所等の個人情報は公表しません。

【問合せ・ご意見の提出先】 仙台市議会事務局庶務課（議事堂1F）

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL：022-214-6164

FAX：022-265-9626

URL：<https://www.gikai.city.sendai.jp/>